

日立市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

日立市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 7 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、本条例を制定するものであります。

日立市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

日立市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第16条第1項中「この条において」を「この条及び次条において」に改める。

第21条を第22条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第16条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第17条 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上の会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「当該職員の勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間（当該基準日における任用に係る在職期間がある場合においては当該在職期間に限る。）における報酬（日

立市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第20号）第8条から第10条まで及び第13条に規定する報酬を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（日立市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 日立市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「給与条例第21条第1項」の次に「（日立市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第17条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、「（会計年度任用職員を除く。）」を削る。